

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人木田州父の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当たらない（本件につき、公衆衛生ならびに公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、労働者の募集をした職業安定法六三条二号違反の罪と、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置いた児童福祉法三四条一項九号、六〇条二項、三項の罪とは、牽連犯の関係にない旨の原判断は正当である）。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年七月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太郎